

第95号議案

平成29年度新城市一般会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度新城市一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成30年9月3日提出

新城市長 穂積亮次

第96号議案

平成29年度新城市国民健康保険事業特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度新城市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成30年9月3日提出

新城市長 穂 積 亮 次

第97号議案

平成29年度新城市後期高齢者医療特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度新城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成30年9月3日提出

新城市長 穂 積 亮 次

第98号議案

平成29年度新城市介護保険事業特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度新城市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成30年9月3日提出

新城市長 穂積亮次

第 99 号議案

平成 29 年度新城市国民健康保険診療所特別会計決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度新城市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 3 日提出

新城市長 穂 積 亮 次

第100号議案

平成29年度新城市宅地造成事業特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度新城市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成30年9月3日提出

新城市長 穂 積 亮 次

第101号議案

平成29年度新城市千郷財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度新城市千郷財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成30年9月3日提出

新城市長 穂 積 亮 次

第102号議案

平成29年度新城市東郷財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度新城市東郷財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成30年9月3日提出

新城市長 穂 積 亮 次

第103号議案

平成29年度新城市塩沢組財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度新城市塩沢組財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成30年9月3日提出

新城市長 穂 積 亮 次

第104号議案

平成29年度新城市吉川組財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度新城市吉川組財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成30年9月3日提出

新城市長 穂 積 亮 次

第105号議案

平成29年度新城市吉川上組財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度新城市吉川上組財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成30年9月3日提出

新城市長 穂 積 亮 次

第106号議案

平成29年度新城市小畑財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度新城市小畑財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成30年9月3日提出

新城市長 穂 積 亮 次

第107号議案

平成29年度新城市中宇利財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度新城市中宇利財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成30年9月3日提出

新城市長 穂 積 亮 次

第108号議案

平成29年度新城市富岡財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度新城市富岡財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成30年9月3日提出

新城市長 穂 積 亮 次

第109号議案

平成29年度新城市黒田財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度新城市黒田財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成30年9月3日提出

新城市長 穂 積 亮 次

第110号議案

平成29年度新城市庭野財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度新城市庭野財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成30年9月3日提出

新城市長 穂 積 亮 次

第111号議案

平成29年度新城市一鍬田財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度新城市一鍬田財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成30年9月3日提出

新城市長 穂積亮次

第112号議案

平成29年度新城市八名井財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度新城市八名井財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成30年9月3日提出

新城市長 穂積亮次

第 1 1 3 号議案

平成 2 9 年度新城市吉川上林組財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 9 年度新城市吉川上林組財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成 3 0 年 9 月 3 日提出

新城市長 穂 積 亮 次

第114号議案

平成29年度新城市長篠財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度新城市長篠財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成30年9月3日提出

新城市長 穂積亮次

第 1 1 5 号議案

平成 2 9 年度新城市大野財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 9 年度新城市大野財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成 3 0 年 9 月 3 日提出

新城市長 穂 積 亮 次

第 1 1 6 号議案

平成 2 9 年度新城市川合池場財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 9 年度新城市川合池場財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成 3 0 年 9 月 3 日提出

新城市長 穂 積 亮 次

第117号議案

平成29年度新城市海老財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度新城市海老財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成30年9月3日提出

新城市長 穂 積 亮 次

第118号議案

平成29年度新城市山吉田財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度新城市山吉田財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成30年9月3日提出

新城市長 穂 積 亮 次

第 1 1 9 号議案

平成 2 9 年度新城市作手財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 9 年度新城市作手財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成 3 0 年 9 月 3 日提出

新城市長 穂 積 亮 次

第120号議案

平成29年度新城市病院事業会計決算認定

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成29年度新城市病院事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成30年9月3日提出

新城市長 穂 積 亮 次

第121号議案

平成29年度新城市水道事業会計決算認定

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成29年度新城市水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成30年9月3日提出

新城市長 穂積亮次

第122号議案

平成29年度新城市工業用水道事業会計決算認定

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成29年度新城市工業用水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成30年9月3日提出

新城市長 穂積亮次

第123号議案

平成29年度新城市下水道事業会計決算認定

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成29年度新城市下水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成30年9月3日提出

新城市長 穂積亮次